

さいたま市議会 告 示 番 号	さいたま市議会告示名	公布年月日
さいたま市議会 告 示 第 4 号	さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示	令和6年4月22日
さいたま市議会 告 示 第 6 号	さいたま市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程	令和6年7月9日
さいたま市議会 告 示 第 7 号	さいたま市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程	令和6年7月9日
さいたま市議会 告 示 第 8 号	さいたま市議会の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程	令和6年7月9日

さいたま市議会告示第4号

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和4年さいたま市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（要配慮個人情報） 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかの内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。 ア～ウ 〔略〕 エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの (2)～(5) 〔略〕 （個人の権利利益を害すおそれ大きいもの） 第6条 条例第13条の個人の権利利益を害すおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (4) 〔略〕 2 議長は、条例第13条本文の規定による通知を	（要配慮個人情報） 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかの内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。 ア～ウ 〔略〕 エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの (2)～(5) 〔略〕 （個人の権利利益を害すおそれ大きいもの） 第6条 条例第13条の個人の権利利益を害すおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u> (4) 〔略〕 2 議長は、条例第13条本文の規定による通知を

する場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。 (1) 〔略〕 (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）</u>の項目 (3)～(5) 〔略〕	する場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。 (1) 〔略〕 (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>保有個人情報</u>の項目 (3)～(5) 〔略〕
--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市議会告示第6号

さいたま市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、さいたま市議会会議規則（平成13年さいたま市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第169条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成

したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 会議規則第169条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 会議規則第169条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講じる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第5条 会議規則第169条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第6条 議会等は、会議規則第169条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべき

こととされてる事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第7条 会議規則第169条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議規則第169条第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第9条 会議規則第169条第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 会議規則第169条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)

第11条 会議規則第169条第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- (2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本

を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議規則第170条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。）、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等（会議規則第169条及び第170条の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第169条及び第170条並びにこの告示の規定の例による。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市議会告示第7号

さいたま市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号。以下「委員会条例」という。）に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

2 この告示において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
- (2) 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- (3) 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(電磁的記録による記録の作成)

第3条 委員長は、委員会条例第30条第3項の規定により記録を電磁的記録により作成させるときは、当該作成を文書等（さいたま市議会会議規則（平成13年さいたま市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第169条第1項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成させるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第4条 委員会条例第30条第3項の議長が定める措置は、電子署名とする。

(会議規則との関係)

第5条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第24条第1項の規定によるものを除く。）、作成（委員会条例第30条第1項の規定によるものを除く。）及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第169条及び第170条の規定の例による。

（委任）

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市議会告示第 8 号

さいたま市議会の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

さいたま市議会の所管する行政手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成 18 年さいたま市規則第 154 号）の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。